

第2次佐伯市総合計画後期基本計画及び
第3期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

1. 報告の趣旨

本市では、平成30年度に第2次佐伯市総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでいるところです。

加えて、人口減少や地域経済縮小の克服など持続可能なまちづくりを目指して第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に取り組んでいます。

こうした中、総合計画前期基本計画及び総合戦略が令和4年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、令和4年度中に総合計画後期基本計画及び次期総合戦略を策定します。

よって、策定に当たっての体制やスケジュール等について報告するものです。

2. 総合計画及び総合戦略の構成と計画期間

(1) 総合計画

本市の最上位の計画であり、「基本構想」、「基本計画」の2部構成となっています。

ア 基本構想

総合計画の基本政策を定めており、目指すべき市の将来像などを描いたもので、計画期間は10年間です。

イ 基本計画

基本構想に定めた基本政策を実現するため、施策展開の方向や達成すべき目標(指標)を定めたもので、前期5年間、後期5年間の計画です。

(2) 総合戦略

総合戦略は、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づく計画で、「人口ビジョン」に掲げた将来展望を実現するため、人口減少対策と地方創生の観点から策定した計画で、第2期総合戦略の期間は総合計画と終期を合わせるため3年間としています。



後期基本計画及び総合戦略(第3期)を策定

3. 総合計画後期基本計画及び次期総合戦略策定の基本的な考え方

(1) 総合計画

ア 基本構想

本市の将来像を実現するための施策の大綱を示したものであることから、7つの基本政策（さいき7つの創生）の継続を基本とします。

イ 後期基本計画

後期基本計画については、前期基本計画の施策課題を整理する中で、目標指標の達成状況等を考慮し策定を行います。

後期基本計画の施策体系については、前期基本計画の継続を基本とし、施策ごとの方向性、目標指標、新たな施策については策定を進めていく中で見直しを行います。

(2) 総合戦略

ア 総合計画との関係

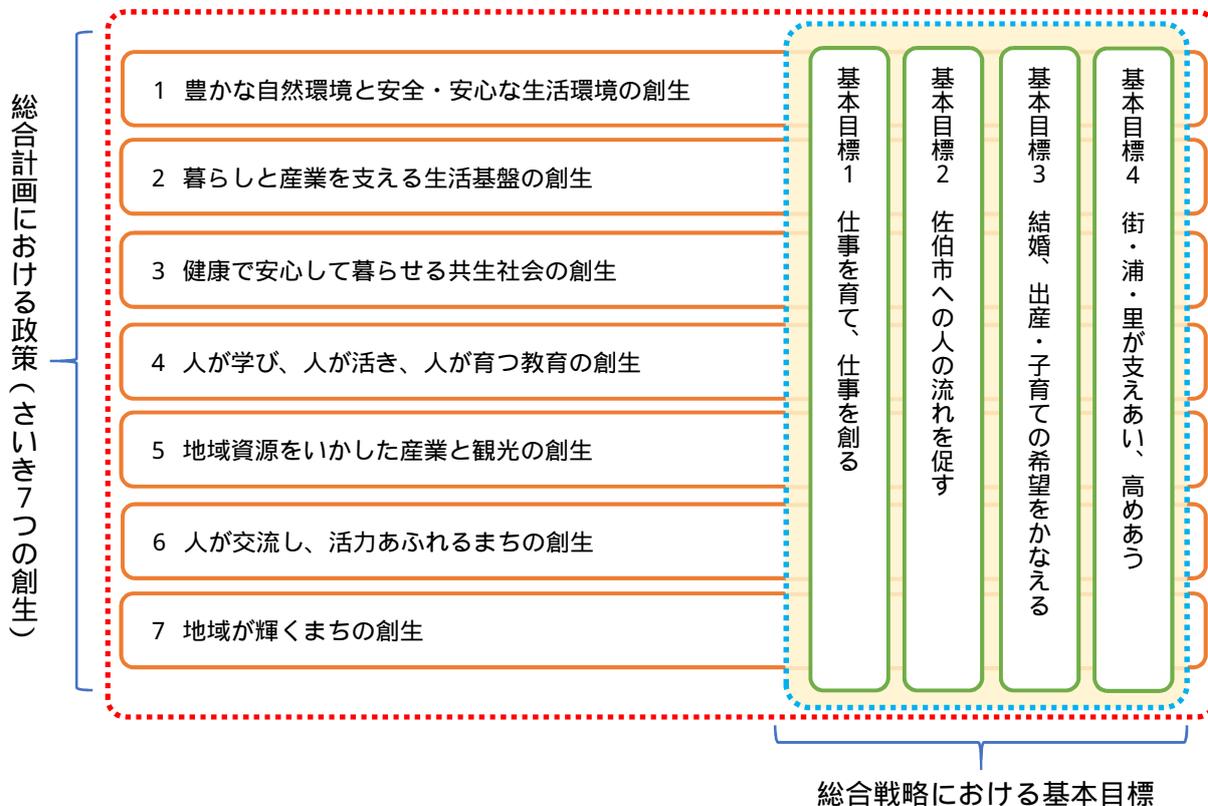
総合戦略は、人口減少対策を課題の一つと位置付ける総合計画と重複する施策が多いことを考慮し、4つの基本目標を継続しつつ総合計画策定の中で一体的に検討します。

イ 計画期間

総合計画後期基本計画と計画期間を揃え、5年間とし、一体的な進捗管理を行います。

< 総合計画と総合戦略の関係 >

双方の計画の性質上、総合計画が総合戦略を包含している。



4. 計画及び戦略の策定の体制

(1) 総合計画市民会議（外部）

佐伯市総合計画市民会議設置要綱に基づき総合計画の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、同会議を設置します。計画の見直しに関する事項について協議、検討し、市長に提言を行います。

(2) 総合計画審議会（外部）

佐伯市総合計画審議会条例に基づき同審議会を設置し、市長の諮問に応じ、総合計画及び総合戦略の策定並びにその実施に必要な事項を調査審議し、計画案について市長に答申します。

(3) 地域振興審議会（外部）

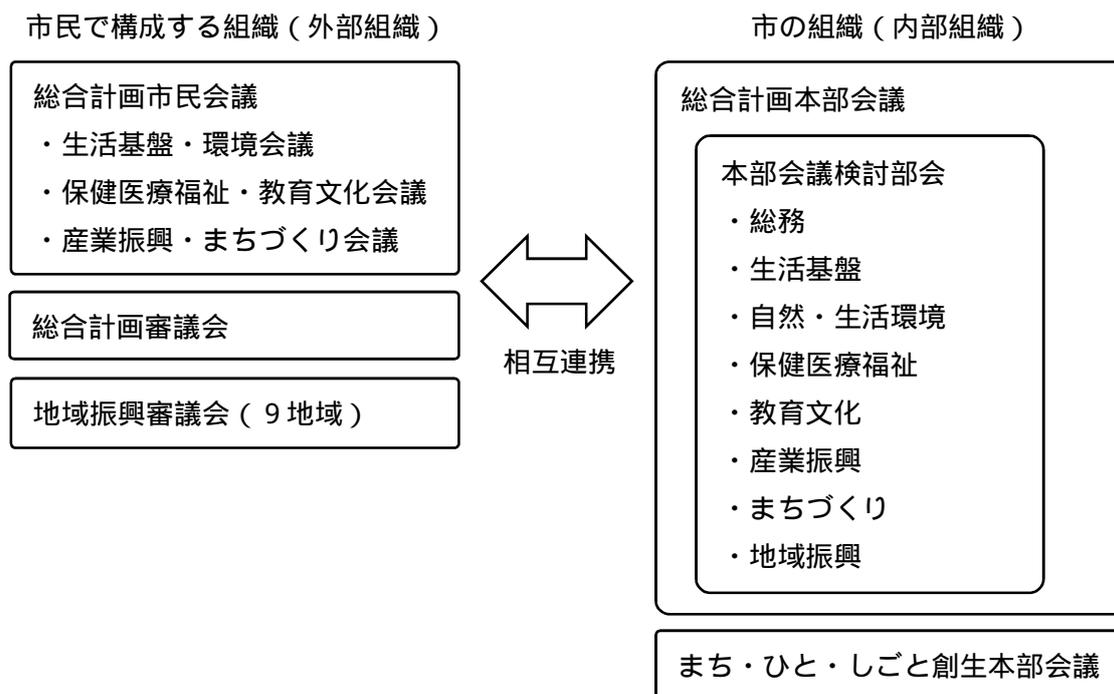
佐伯市地域振興審議会条例に基づき、旧市町村単位で設置されている組織で、主に総合計画における各地域の地域振興分野について、審議を行います。

(4) 総合計画本部会議（内部）

本部会議は、市長、副市長、教育長及び部長級職員で構成し、総合計画案の審議、検討を行います。また、本部会議の下に検討部会を設置し具体的な施策指標等について審議、検討し、計画案をとりまとめます。

(5) まち・ひと・しごと創生本部会議（内部）

総合計画本部会議と同様に市長、副市長、教育長及び部長級職員で構成し、総合戦略の計画案の審議、検討を行います。



5. スケジュール

時期	総合計画	総合戦略
3月	策定準備	策定準備
4月	策定着手	策定着手
5月～	地域振興審議会	
6月	前期基本計画の総括	第2期総合戦略の総括
8月～	市民会議	
11月	総合計画審議会（素案の諮問） 全員協議会（素案の報告） パブリックコメント	総合計画審議会（素案の諮問） 全員協議会（素案の報告） パブリックコメント
12月	最終的な意見調整	最終的な意見調整
1月	総合計画審議会（最終案の諮問）	総合計画審議会（最終案の諮問）
2月	議案提出	議会報告